

Client Alert

23 May 2019

本アラートに関する
お問い合わせ先



Sylwia Lis
Partner, Washington, DC
+1 202 835 6147
sylwia.lis@bakermckenzie.com



Paul Amberg
Partner, Amsterdam
+ 31 20 551 7913
paul.amberg@bakermckenzie.com



Alexandre Lamy
Counsel, Washington, DC
+1 202 835 1862
alexander.lamy@bakermckenzie.com



Meghan Hamilton
Associate, Chicago
+1 312 861 2927
meghan.hamilton@bakermckenzie.com

Huawei およびその関連会社への輸出・再輸出の包括的制限及び米国の情報通信技術・サービスの安全性確保を目的とした大統領令の公布

2019年5月、米国政府は、Huawei Technologies Co. Ltd (Huawei)を対象として、米国の製品やテクノロジーの調達を遮断し、かつ米国の通信インフラやネットワークでの使用を禁止する効果を生じさせる一連の措置を講じた。Huaweiを対象とした米国の輸出入・再輸出入規制は、2019年5月16日に即時発効した。米国の通信インフラにおけるHuawei製品の使用禁止は、その施行に数カ月程度を要する見込みである。

Huaweiおよびその関連会社のEntity Listへの即時追加

2019年5月16日、米国商務省産業安全保障局（BIS）は、Huaweiおよび26カ国に所在するその関連会社の68社（総称して「リスト掲載企業」という）をEntity Listへの追加掲載を即時発効させるfinal rule（Final Rule）を公布した。Entity Listへの掲載の結果、米国企業であるか否か、またはその所在地に関わらず、如何なるサプライヤーも、輸出管理規制（EAR, Export Administration Regulations）の規制対象となるいかなる物品、ソフトウェアまたは技術（総称して「品目」といい、EARの規制対象となる品目を「EAR対象品目」という）も、BISのライセンスがない限り、Huaweiのリスト掲載企業に輸出、再輸出または（米国内で）移転することはできない。Final Rule（および5月15日に発表されたBISのプレスリリース）は、BISがEntity ListにHuaweiを追加する決断を下した理由の1つとして、米国制裁に対する違反および司法妨害の疑いを含む、2019年1月28日の司法省によるHuaweiに対する起訴内容を踏まえたものであることが示されている。

前記のとおり、Final Ruleは、2019年5月21日に連邦官報に公告される前の2019年5月16日から施行されている。これは、Entity List指定が、一般に、連邦官報に掲載された時点で発効するという点からは、異例の方法である。Final Ruleは、2019年5月16日時点で、実際の受注に基づき、運送事業者が国外輸送に向けて輸出先港又は再輸出先港へ輸送途上にある場合、これらのEntity List規制の影響を受けないこととしている。

Entity Listは、米国政府が米国の国家安全保障または外交上の利益に反する行為を行ったとみなした当事者（企業、研究所、民間および公的機関など）を指定している。ライセンスの発行要件や審査方針はEntity List掲載当事者ごとに異なり得るが、BISは、EAR対象品目のリストに掲載されたHuawei関連企業へのすべての輸出/再輸出/移転について、輸出ライセンスを要求している。BISは、原則として、不許可を前提として、ライセンス申請を審査することとし、EAR対象品目のHuaweiのリスト掲載企業への輸出/再輸出/移動には、EARライセンスの例外が適用されることはない。一方で、Entity Listによる規制は、リスト掲載企業ではない子会社やリスト掲載企業が支配する会社には適用されない。ただし、当該リスト掲載企業でない会社がリスト掲載企業の

日本語版に関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
03 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
03 6271 9694
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

代理人や代行者ではなく、意図的にリスト掲載企業を隠すことを意図するものではないことが条件とされる（BIS FAQを参照）。

また、特定の対象国に対する輸出規制の対象とはならない品目であっても、Huaweiのリスト掲載企業向けに供給される場合は、その品目がEAR対象品目（EAR99に分類される品目など）であれば、Entity List規制が適用される。EAR対象品目とは、(i) 米国内に物理的に所在する品目、(ii) 所在場所に関わらず、米国原産の品目、(iii) 米国外で製造されているが、Controlled US Contentが一定割合の閾値（中国を含むほとんどの国では25%、イランなどの制裁対象領域は10%）を超えて組み込まれた品目、および(iv) 状況により、米国外で生産される一定の米国の安全保障の観点からの管理が必要とされる米国の技術及びソフトウェアをいう。

以上の通り、Entity Listへの掲載は、米国内外におけるHuaweiのサプライヤーとの関係に大きな影響を与える。米国および米国以外のサプライヤーは、その所在地に関わらず、EAR対象品目を、必要なBISライセンスなしにHuaweiのリスト掲載企業に輸出/再輸出することを禁じられる。当局のライセンス原則不許可の方針を踏まえると、BISライセンスが個別に取得できる見込みは低い。Huaweiのサプライチェーンの一部を構成する企業は、Entity List規制への抵触を避けるために必要な社内対応を速やかに実施する必要がある。Entity List掲載によるBISのライセンス取得義務の違反は、刑事責任のみならず、非常に厳格かつ高額な民事罰の対象となりうる。

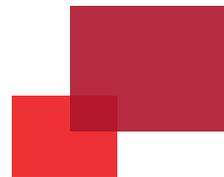
なお、Specially Designated National (SDN)とは異なり、Entity List規制は、リスト掲載企業との取引を包括的に禁止するものではない。米国および非米国の当事者は、当該取引がEARの対象となる品目を含まない限り、BISライセンスなくして、Huaweiのリスト掲載企業との取引を継続することは可能である。

今後想定される米国の通信インフラの安全性確保のための措置

2019年5月15日、トランプ政権は、情報通信技術及びサービスのサプライチェーンの安全性確保に関する大統領令第13873号（以下「本大統領令」という。）を公布した。ホワイトハウスから議会への付随メッセージにおいて、本大統領令は、商務長官が以下のように判断した場合、情報通信技術に関連する特定の取引を禁止することを意図していると説明されている。

1. 米国外の敵対者の所有/支配下にあるか、またはその管轄もしくは指示に服する者により設計、開発、製造、または供給される情報通信技術またはサービスを含む取引、かつ
2. 以下のいずれかの取引
 - 米国内の情報通信技術またはサービスの設計、一体性、製造、生産、流通、設置、運用または保守に妨害を与え、または破壊する過度のリスクをもたらす取引
 - 米国の重要インフラ又はデジタル経済の安全性又は弾力性に壊滅的な影響を及ぼす過度のリスクをもたらす取引
 - その他、米国の安全保障または米国人の安全および保護に受忍できないリスクをもたらす取引

本大統領令は、(i) 外国の敵対者が所有/支配する人物の特定、(ii) 特定の調査を要する取引に関する技術または国の特定、(iii) 一般的に禁止される取引のライセンス取得のための手続きの策定、(iv) 本大統領令で示された懸念を軽減しうる協定の交渉のためのメカニズムおよび関連要因の特定を含む、規則および規制等を通じて実施することができるいくつかの方法を示し



ている。商務長官は、本大統領令を施行するための規則又は規制等を、本大統領令の公布から150日以内（すなわち、2019年10月12日まで）に公示することが求められている。これらの措置が実施された場合、本大統領令により、Huawei製品を米国の通信インフラおよびネットワークにおいて使用することが制限されることが予想される。